議員提出議案第三号

箕面市議会委員会条例改正の件

箕 面 市 議 会 委員会条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る条 例 を 次 \mathcal{O} ょ うに 定 8 る。

令和六年六月十一日提出

箕面市議会議員 増 田 京 子

同 名 手 宏 樹

同 大脇典子

同 武智秀生

同中排博幸

同岡沢聡

其面市条例第 号

箕面市議会委員会条例の一部を改正する条例

箕面 市 議会委員会条 例 $\overline{}$ 昭 和三十 兀 年 箕 面 市 条 例 第 +兀 号) \mathcal{O} 部 を 次

のように改正する。

第十二条の二第一項を次のように改める。

きる。 受信 員会 法 委員長は 以 12 \mathcal{O} た ょ 下 開会場所に だ ŋ 相手 才 災害等 ン ラ 第 \mathcal{O} 参集す 十七 状態 1 \mathcal{O} ン 条 を 発 に 相互に 生等又 第 ること ょ _ る方 項 認 が は \mathcal{O} 法 秘 重 識 木 密会 難 大 L と と認め な な感染症 1 は が う。 ら通話をすることが る で ときは \mathcal{O} \mathcal{O} 委員会を 限 ま λ ŋ で 延に な 映 開 像 ょ 11 と音 < ŋ できる こと 委員 声 が が \mathcal{O} 方 で 送 委

会 لح 第 同 11 十二条 に る す 条第三項 お る £ け \mathcal{O} を \mathcal{O} る と 中 表 二第二項 4 決 な 次 す \mathcal{O} \mathcal{O} 条、 方 条例 法 に 中 第十四 改 \mathcal{O} \neg を 才 \otimes 規 定 ン 条 ラ 才 同 \mathcal{O} 条第 第 ン 適 1 ラ 用 ン ___ 兀 に 項 に 1 項 及 ょ 9 中 び る に 11 第二十 ょ 7 \neg る方法 才 は \mathcal{O} 下 ン ラ 当 七 に 1 該 条 で 委員 第 方法 \bigcirc ン 委員会 を 活 会 項 で 12 用 \mathcal{O} 出 出 を \mathcal{O} 開 た 席 席 加 会方 委員 委員 え 7

法 に 改 \otimes る。

第二十 条 に 次 \mathcal{O} 項 を 加 え る。

2 す 接 とこ 使 続 用 前 方法 ろに 項 し とそ に た 電 \mathcal{O} に ょ 規 る \mathcal{O} 子情 定 ŋ 電 通 12 子 知 行 委員長が 報 カュ 計 \mathcal{O} うこと カン 処 算機 相 わ 理組 手 5 方 ず、 定 が 織 $\overline{}$ \mathcal{O} 入 できる。 \otimes を 使 出 る 前 11 用 電子情 力装 項 う。 に \mathcal{O} 係 規定によ 置 第二十五条に る を 報 電 処 含 子 理 む 計算 る申出 組 織 以 機とを電 お 下 (委員会又 は、 1 \subseteq て \mathcal{O} 委員 同 項 気 Γ_{\circ} に 長 通 は お 信 委員 が 定 を 口 1 長 使 線 7 \otimes 同 用 で \mathcal{O} る

第二十二条 第二 項 中 \neg か た ょ 5 な 11 $\overline{}$ を 偏 5 な 11 に 改 \Diamond 同 条 に 次

る

ょ

ŋ

 \mathcal{O} 項 を 加 え る。

3 第二十五 きる。 公 述 人 条 は 見 出 オンラ L 中 1 文 ン 書」 に ょ を る 文 方 法 書等 に ょ __ ŋ 12 公 改 聴 会で \otimes 意 同 条中 見 を 述 文 ベ 書 る で を が

文 第二十六 書若 条 中 は 電 第三項を第 子 情 報 処 兀 理 組 項 織 と を 使 第二項 用 す る 方 \mathcal{O} 法 次 に に 次 ょ \mathcal{O} り \sqsubseteq 項 に を 改 加 \otimes え

3 で きる。 参考 人 は オ ン ラ 1 ン に ょ る方法 に ょ ŋ 委員 会で 意 見 を 述べ ることが

同 項 第二十七 を 第二 項 条第二項 لح 同 を 条 削 に り 次 同 \mathcal{O} 条 第三 項 を 項 加 え 中 る。 前 三項」 を 前 項 に 改 \Diamond

3 署 方式 定 記 め 第 そ る 又 で に 項 は \mathcal{O} とこ あ ょ 押 他 \mathcal{O} 0 り ろに 印に 規定 人 7 行う \mathcal{O} ょ に 知 9 ر ک 電 覚に 11 り カン 子 て カュ 計 が は ょ 当 わ で 算 該 5 2 き 機 ず、 7 記 同 る。 に 項 は 録 ょ 認 \mathcal{O} に 同 規定 係 る 識 項 \mathcal{O} 情 す る \mathcal{O} 場 に る 電 規 報 合 こと 定に 磁 カュ 処 12 的 カン 理 お が わ 記 ょ \mathcal{O} 11 で 録 る 5 用 7 きな 記 ず に 電 録 供 同 11 子 氏 \mathcal{O} さ 方式 項 名 的 作 れ 又 \mathcal{O} 方 成 規定 る で 式 は は ŧ 作 名 称 \mathcal{O} 5 磁 議 を 気 長 れ 的 が る

らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附則

この条例は、 令和六年八月二十九日から施行する。

(提案理由)

ため、 箕面市議会委員会へのオンラインによる出席に関する規定等を整理する 本条例を改正するものである。